

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	男鹿市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.oga.akita.jp/index.cfm/12,0,147,html">http://www.city.oga.akita.jp/index.cfm/12,0,147,html</a>

執行機関名 男鹿市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	男鹿市児童生徒就学援助要綱で定める就学援助の支給に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第3の項 男鹿市児童生徒就学援助要綱で定める就学援助の支給に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十八年法律第十八号)第1条	男鹿市児童生徒就学援助要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、教育基本法(平成22年法律第25号)第4条に規定する <u>教育の機会均等</u> の趣旨に則り、学校教育法(平成22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒</u> (以下「児童生徒」という。)の保護者に対し男鹿市が行う援助(以下「就学援助」という。)について定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		男鹿市児童生徒就学援助要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	男鹿市児童生徒就学援助要綱第5条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費(ただし医療費は除く。)の受給対象者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	男鹿市児童生徒就学援助要綱第2条1号及び2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百二十号)第一条第二項の保護者をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	就学援助費(ただし医療費は除く。)の審査に関する事務に係る市町村民税に関する情報